

# 国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 医療保険制度改革について

(1) 国保基盤強化協議会等において十分かつ速やかに協議を行い、①国保の財政上の構造的な問題を解決する基盤強化の具体策を早急に明らかにするとともに、都道府県が保険者として国保の運営を担うことを基本として、都道府県と市町村の適切な役割分担を実現すること、②社会保障改革プログラム法の規定に基づき、平成 27 年通常国会に関係法律案を提出すること、③法の施行に当たっては、都  
市自治体と十分協議し、その意見を反映すること。

あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(2) 国保の財政上の構造問題を解消するため、消費税引上げによる保険者への財政支援の拡充 1,700 億円を早急かつ確実に実施すること。

また、更なる公費投入により財政基盤強化を図るため、後期高齢者支援金への全面総報酬割を導入することにより生じる財源を国保の支援に優先的に活用すること。

(3) 新たな制度への移行に際しては、被保険者や現場に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間の設定や速やかな情報提供を行うこと。

(4) 医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準備・検証期間を確保すること。

## 2. 国民健康保険制度について

(1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負

担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

- (2) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (3) 国保財政安定化支援事業について、医療給付費の増加に伴い総額を見直すとともに、算定額の全額を交付すること。
- (4) 高額医療費共同事業の国庫負担について、国の調整交付金の流用をやめ、別途、国庫負担等を確保し、国の財政調整交付金の財政調整機能を強化すること。
- (5) 保険財政共同安定化事業について、事業対象をすべての医療費に拡大する際には、抛出超過に転じる保険者に対し適切な財政措置を講じること。
- (6) 概算前期高齢者交付金の算定における給付費に係る補正可能な乖離率を引き下げること。
- (7) 退職者医療制度の終了に伴って生じる国保保険者の財政負担について、支援策を講じること。
- (8) 制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等の都市自治体の負担増に配慮し、必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。
- (9) 度重なる制度改正等により、市町村の事務負担が増加していることから、事務の効率化を図ること。特に、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。
- (10) 特定健康診査・特定保健指導について
  - ① 国保に義務付けられている特定健康診査・特定保健指導については、地域の実態を踏まえ適切に実施できるよう、保健師の確保等に係る財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

また、事業主健診の結果を保険者へ送付する仕組みなど国保と被用者保険等との円滑な連携の仕組み等を構築すること。

さらに、受診率向上のため、都市自治体が独自に実施している取組みについて財政支援措置を講じること。
  - ② 特定健康診査等の充実等を図るため、検査項目や基準単価等について、実態に即した見直しを行うとともに、都市自治体が実施している総合的な健康づく

り事業について、支援策を講じること。

③ 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

- (11) 糖尿病性腎症重症化予防事業を含む国保保健事業について、継続して実施できるよう必要な措置を講じること。
- (12) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう、制度化すること。
- (13) 被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務など実効ある保険料（税）徴収対策を講じること。
- (14) 医療費適正化を推進するため、被保険者や医療機関等へのジェネリック医薬品の安全性や有効性の周知・啓発を行うなど、実効ある対策を推進すること。
- (15) 精神・結核の保険優先化等に伴う国保財政の負担増について、必要な財政措置を講じること。
- (16) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

### 3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。  
また、同制度の検討に当たっては、被保険者や市町村に新たな負担が生じることのないよう、国の責任において万全の対策を講じるとともに、システム改修経費等に対し、十分な財政措置を講じること。
- (2) 保険料軽減措置の検討に当たっては、被保険者の負担感に十分配慮すること。
- (3) 不均一課税の対象となっている離島など医療確保が困難な地域における不均一課税について、財政措置を講じること。
- (4) 健康診査の充実を図るため、検査項目について見直しを行うとともに、財政措置を充実すること。

### 4. 東日本大震災関係について

- (1) 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 被災者の生活再建を支援する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、

平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。

(3) 国民健康保険の所得割について、所得を基礎とする方式（旧ただし書き方式）による算出の場合、雑損失の繰越控除は非適用と定められているが、個人住民税における所得と整合が取れていないため、個人住民税と同様の総所得金額等を課税根拠とする算出方法の見直しを遡及して講じるとともに、被災者が多く加入する自治体の雑損失の繰越控除による収入減少に対して財政支援策を講じること。